

第11回匿名介護情報等の提供に関する専門委員会

日時 令和5年3月6日(月)

場所 Web開催

○事務局(長嶺) それでは、定刻となりましたので、第11回匿名介護情報等の提供に関する専門委員会を開催いたします。先生方、画面を表示できる方はよろしくお願ひいたします。

御多忙の折、御参加いただきまして、誠にありがとうございます。

本日は公開の議題がございまして、今回から公開議事につきましてはYouTubeを使ってライブ配信を行っております。申出の個別審査は非公開の議題となりますので、審査の前にYouTubeのライブ配信を終了いたします。あらかじめ御了承願ひます。

本会議はアーカイブ配信をいたしませんので、会議開催時間帯のみ視聴可能となっております。

議事録作成のため、事務局にて録画をさせていただきますので、御了承をお願いいたします。議事録作成後に録画ファイルは消去いたします。なお、YouTube配信を御視聴の方におかれましては、配信画面あるいは内容を許可なくほかのウェブサイトや著作物等へ転載することが禁止されておりますので、御留意いただきますようお願いいたします。それでは、記録をお願いいたします。

○事務局(長嶺) 構成員の皆様の御出席につきましては、辻委員は本日御欠席となります。

御欠席の委員から事前に御意見をお伺ひしております。

開催要件を満たしていることを御報告いたします。

続きまして、本日の資料を確認させていただきます。

ただいま議事次第は御覧いただけていますでしょうか。資料1と2が公開の議事の資料でございます。参考資料4と5も公開議事となっております。

本日の資料を画面表示して御説明いたしますが、適宜事務局から送付しております資料もお手元で御参照いただければと存じます。不明な点等がございましたら、会議のチャットに書いていただきますか、御発言いただくか、事務局スタッフの緊急連絡先にお電話をいただければと存じます。

まず、ファイル名「00_1_議事次第」をお開きください。本日の議題と資料一覧が記載されております。

それぞれの議事の開始に当たりましては、ファイル名を御案内いたしますので、資料を御覧ください。

御不明な点はございませんでしょうか。ありがとうございます。

よろしければ、山本委員長に進行をお渡しさせていただきます。山本先生、よろしくお願いたします。

○山本委員長 本日もお忙しいところをお集まりいただき、ありがとうございます。

それでは、早速会議を始めます。

まず、本日の議事「『新たな提供形式』のデータ提供に向けて」について事務局から説明をお願いします。

○事務局（長嶺） 事務局でございます。

「資料1」という名前のファイルをお開きください。こちらは前々回から議論をさせていただいておりまして、今回何とか最後まで持っていきたいという形でございます。

「『新たな提供形式』のデータ提供に向けて」というところで、次のページをお願いします。前回の議論のまとめ、4つ書いてありますが大きな枠としましては、前回この定型データセットをお渡しするに当たって、申請をいただいていない変数を使用する場合に公表をしてはいけないという位置づけにしようかということをお提示させていただきました。3ポツ目にも示してありますが、「公表しなければ、申出をしていない項目を分析してよいか」というところが論点になりましたので、今回それに対して条件の見直し等を行いまして、御提示をさせていただきます。

次のページをお願いします。詳細は次のページから御説明をさしあげます。

前回いただきました主な御意見としまして、1点目（契約違反に該当する条件について）、これが先ほど申し上げた公表しなければ分析結果を内部利用してよいか、契約違反に目的以外に利用した場合を含めることが必要ではないかというところの御指摘ございました。

2点目（契約違反への対応について）、契約違反への対応は、既に現行のガイドラインでも大分記載をされているので、内容としては十分なのではないかということでした。契約に違反した場合に、理由を書面で提案するという案が書かれておりますけれども、理由だけではなくて再発予防策も提出していただくことがよいのではないかと御指摘もい

いただきました。

3点目（申出書類上での対応・申出時の対応について）ですけれども、事前に想定される利用内容を全て含んだ計画を作成いただきまして、申出書類の中に書いていただく必要があるという御意見や、途中で分析対象が変わることはできるだけ避けるようにすべきである、といった御意見をいただいております。ただ、定型データセットの中で分析対象が変わることもあろうかと思っておりますので、そういった場合には必ず報告、変更申請をいただくということになるかと思っております。

次のページをお願いします。次の御指摘としまして、（申出をしていない項目を利用する場合の変更申出について）ですが、データの中身を確認後、研究に必要なデータ項目がほかにあることに気づいた場合には、変更申出を簡易な手続で通せるようにしていただきたい。これは年4回の審査を待っていると契約違反になってしまうのではないかということでした。もう一つ、使用する変数にほとんど変わることがない場合であったとしても、当初の申請に含まれていなかった変数を追加する場合には変更申請をしていただきましょう。大きな影響がない場合であれば承認するという手続を通してから分析を進めていただくことが重要なのではないかという御指摘をいただいております。

次の点（契約違反に関する周知について）ですけれども、先ほど申し上げたようにガイドラインでも大分契約違反についての対応を記載されておりますけれども、申出時に認識していない可能性もあるので、申出時に確認をしたことを回答するような記入欄を設けてはどうかという御指摘もいただいております。

最後に（定型データセットの再利用について）も前回お示しさせていただきましたけれども、これについては現在のデータを利用中であっても承諾を受けた時点から新しいデータを利用できるようにしてほしいということがございました。

次のページをお願いします。ここからが前回のこの2ページにわたっての御指摘をいただいた内容に対して、対応案を事務局で考えた内容になります。

1点目、（契約違反に該当する条件の追加について）なのですけれども、こちらにつきましては、下線部に当たりますが、申出をいただいていないデータ項目や集団を使った「分析を実施した場合」ということにさせていただきました。補足ですが、前は「公表をした場合」という形にさせていただいていました。

2点目（契約違反への対応について）は、現行のガイドラインを適用するということでございます。こちらは変更ございません。

3点目（契約違反を確認する方法について）ですけれども、定型データセットの提供を受けた場合には、公表物確認の依頼時に、利用した項目と研究対象集団を確認できる資料を御提出いただきますと示させていただいています。そのときに、なるべく何が変更になったのかが分かりやすくなるように、赤字もしくは下線等で追加された部分が分かりやすいように別添8を御提供いただけないかと考えています。あとは最後の部分ですが、提供データを研究対象データに絞り込んだ際の条件を説明する定型の様式を提供いただこうと考えています。こちら変更があった場合には下線もしくは赤字で書いていただくということを考えております。

次のページをお願いします。（「定型データセット」に関する内容について）ですが、昨今の審査を依頼されてくる申請内容の特徴として、大分大きな研究グループで申請されることが増えており、複数の学術団体の様々な研究者の方々が1つの研究内容で申請いただくことも増えておりますので、この定型データセットを使うときに、一体どこが別添8に記載されて申請された内容なのかをしっかりと各研究グループの中でガバナンスを効かせていただくということを考えております。

このことを、2ポツ目の通常の運用管理規程とは別に「定型データセットの管理規程」を記載・提出いただくということで対応できないかと考えております。この内容としまして、大きく2つのパターンを御提示させていただこうかと思っております。内容としては、申し出ていない項目や集団の利用を防ぐための方策を書いていただくことを想定しています。パターン1、パターン2で下に示すように、まずパターン1としましては、例えば研究代表者がいる大学で、別添8に書いていただいた変数のみに絞り込んだデータをほかの共同研究者の方々にお配りいただくとしております。パターン2は、なかなかデータハンドリングも難しいことあるかと思っておりますので、別添8に書いていただいた変数にフラグを立てたデータを各研究者に配っていただく。データを使っている際に、もしフラグが立っていないデータを使わないと今回の研究は成り立たないとなるようでしたら、その時点で変更申請を出していただくことが分かるような形にさせていただきたいという内容になっております。

加えて、最後のポツなのですけれども、変更申請のタイムラインがある程度示されていないと、学術研究がある程度定まったときに学会発表や論文発表のときまでに変更申請が間に合わないこともあるかもしれませんので、タイムラインもあらかじめ御提示させていただいた上で、それを加味した変更申請のタイミングを考えていただきたいという意味合

いで加えております。

(データ項目の追加について) ですが、これは定型データセットに限らない話になるかと思いますが、利用項目や対象集団の追加に関する変更申出の審査については、委員長判断により、委員長決裁もしくは専門委員会の書面開催でもよいこととするとさせていただきますかと思っております。また、当変更が承諾された場合には、専門委員会の後、通知書決裁前に申出者に内示を伝え、内示後に利用を開始してよいこととするということを考えています。利用する項目や集団を追加した場合には、変更の承諾を得ていることを公表の必須要件とさせていただきたいと思っております。変更の承諾前に承諾されていない項目や集団を利用した場合の救済措置としまして、公表する前までに変更申出を行っていただくことで、契約違反に対する措置を免除または軽減することを考えております。これはつまり、実際に公表物確認のときに書類を様々送っていただくと思うのですが、その時点で変更申請が終わっていないということがあろうかと思っておりますので、そのときに気づいたというようなことがあった場合に、救済措置できるようにということを考えています。

次のページをお願いします。ここが改定方針案としましては最後のページになりますが、(提供データの再利用について) は、前回少し御意見いただきましたが、事務局でその後検討を加えたらかなり複数のパターンが想定されまして、それぞれのパターンについて大分承諾の基準等を整理する必要がありますので、今回のガイドラインには再利用については記載せずに、次回以降また少し検討の時間を設けさせていただきたいと考えております。

最後(研究内容に鑑みて「最小限」と記載されている箇所について) ですが、これは別添8に提供範囲となる変数や対象集団を御提示いただくということなので、この「最小限」というところには触らないであろうということで、「最小限」と記載されている箇所は変更をしないということを考えております。

次のページをお願いします。ここからが具体的にガイドラインの中のどの文言がどう変わるかということになります。

1点目「第14 匿名要介護認定情報等の不適切利用への対応」のところになりますが、「契約違反」の⑥、下線を引いているところを御覧ください。先ほど申し上げたように「データ項目や集団を使った分析を実施した場合」と書き換えさせていただいております。

次のページをお願いします。こちらも同様ですが、「契約違反」の今度は「対応内容」

のほうにも同じ定義を書き込む場所がございますので、同じように「分析を実施した場合」と書き換えております。

次のページをお願いします。ここは御参考までですね。

次のページをお願いします。誓約書の改定方針ですけれども、これも2つ目の下線を引いているところを御覧ください。こちらも同じように「別添に記載されていないデータ項目や集団を使った分析を実施した場合を含む」と書き換えさせていただいております。

次のページをお願いします。こちらは再発防止策を併せて御記載いただく内容の部分で（契約に違反した場合の措置）、第15条の中の一歩下、4番の下線部です。「本契約に違反した者は、違反の発覚から原則3ヶ月以内に違反した理由と再発防止策を書面にまとめ、事務局に提出すること」ということで記載させていただいております。

次のページをお願いします。こちらは利用規約の別表の改定方針になりますけれども、これも一番上のポツにまず「別添に記載されていないデータ項目や集団を使った分析を実施した場合」と書かせていただいておりますけれども、具体的に入っているのは下のほうの⑥の左側のカラムになります。

次のページをお願いします。「データ追加」に関するガイドラインの改定方針の追記箇所ですけれども、「第9 提供後に提供申出書の記載事項等に変更が生じた場合」というところで、①です。「専門委員会の審査を要する変更」の中で「利用目的、要件に影響を及ぼす変更の場合（承諾済みの申出内容から利用するデータ項目を追加する場合、又は研究対象集団の定義を変更する場合を含む。軽微な変更であっても申出をすること）」という形で記載させていただいております。

下の「なお」というところからは『①利用目的、要件に影響を及ぼす変更の場合』の変更のうち、データ項目の追加と研究対象集団の定義の変更については、委員長判断により、委員長決裁または書面開催を行うことも可能とし、通知書の決裁前に申出者に内示を連絡してもよいこととする。承諾の内示を受けた場合には直ちに利用を開始してよいものとする」ということで、審査の簡略化についての記載を含めております。

次のページをお願いします。今度は「研究成果等の公表」についての部分になりますけれども、「第12 利用者による研究成果等の公表」という項の中で、定型データセットを用いて公表物を作成した際には、公表物確認の際に、別添8と提供したデータから研究対象集団に絞り込む条件を記した説明資料、論文に書くような、対象集団の抽出を示す図表としてアルゴリズムのようなものをイメージしておりますけれども、そういった説明資料

を一緒に提出していただいて、データ項目の追加や対象集団の定義に変更があった場合には関連箇所について下線で追記いただくと。申出をしていない項目や集団を利用する場合には変更申出を行うこと。それから、承諾前に利用した場合に、契約違反となることに留意をすること。ただし、公表前までに変更申出を行うことで、契約違反に対する措置を免除または軽減することについて審査を行うことができるものとするということも併せて記載はさせていただきます。

「提供申出手続」に関する部分ですが、こちらは定型データセットの利用を希望する場合には、先ほどのガバナンスの話で、上記の保管・管理方法の記載とは別に、定型データセットの管理規程を提出いただくこと。定型データセットには申出よりも広範なデータが含まれているため、定型データセットの管理規程には申し出していない項目や集団の利用を防ぐための適切な方策を記載するというをお示ししております。

次のページをお願いします。こちらと同じように「提供申出に対する審査」の中に「定型データセットを希望する場合の管理方法」という項目を設けまして、同様の内容を記載させていただきます。

次で最後です。「用語の定義」に関するガイドラインの改定方針です。データの種類に「定型データセット」が加わりますので、その旨加えさせていただきます。

最後のページが、本日の議論の中でこの内容でよいということになれば、今後以下のスケジュールで提供を開始していきたいと考えている内容になります。2023年の4月、ガイドライン改定版を公表すべく準備を進めまして、4月頃から定型データセットの提供依頼申出の事前相談・受付を開始する予定でございます。2023年4月から夏頃にかけて初回のデータの抽出準備をします。6月が1回目の定型データセットの申出の審査の開始を想定しておりまして、夏頃、初回データの提供が開始できるように準備を進めてまいります。2回目データにつきましては、大体半年置きに追加分のデータの抽出をして加えていくことを考えておりますので、半年ごとにそのデータが追加されて提供ができる準備をしていくイメージであります。

本資料につきましての御説明は以上です。

○山本委員長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの御説明に関しまして、御質問、御意見がありましたらよろしくお願いたします。

どうぞ。

○長島委員 長島です。

全体として特に異論はないのですが、7ページの承諾前に承諾されていないものを利用した場合の救済措置に関する基本的な考え方としては、これはあくまでも例外的なものであると。つまり、この変更の承諾の重要性や必要性が軽視されることにつながってはいけないと思います。したがって、単にうっかりとか簡単なミスでこうなりましたというのは認めるわけにはいかないと思うので、例えば「変更の承諾前に、やむを得ない理由などにより、承諾されていない項目や集団を利用した場合の救済措置」ということで、あくまでも極めて限定的、例外的であって、本来はしっかりと承諾を得るべきだということが利用者に伝わるようなものが必要ではないかと思いました。

以上です。

○山本委員長 ありがとうございます。

引き続き、今村先生、どうぞ。

○今村委員 今村です。

15ページのあたりの「研究対象集団の定義を変更する場合を含む」という部分に関係してなのですけれども、全体のこの介護の話としてはいいと思うのですが、NDBとくっつけた場合に、この定型データはどのようなものが抽出されるかというのはNDBの要件によって大きく変わることが予測されまして、最悪、全データが対象になって、最小の場合同様ごく一部ということになってしまうので、条件依存がNDBのコードに由来することになるであろうと思うのです。特に18ページに定型データを含む場合には適切な方策が記入されていることとありますけれども、NDBとくっつけて抽出する場合には、特にその要件について詳しく書くことなどを言っておいたほうが、コードを1つ加えるので、例えば再診などを抽出条件にNDBのほうで加えれば、ほぼ介護データ全データが対象になるはずなので、そこまで自由度を持たせるのがいいかというのが論点になるかと思うので、この辺はもう少し注意深く書いてもらったほうがいいと思います。

以上です。

○山本委員長 ありがとうございます。

事務局から今の今村先生の御意見に関して何かありますか。

○事務局（長嶺） 御指摘いただきまして、ありがとうございます。

連結案件については、恐らくID4なのか、ID5なのか、ID1、ID2、ID3なのか分かりませんが、いずれにせよ、連結をできたもののみ対象になるかと思うので、例えば定型デ

ータセットをこちらがお渡しをして連結できた分を使うという場合にも、何らかより詳しい管理規程が必要という御指摘で合っていますでしょうか。

○今村委員 連結できるものに絞るのですけれども、NDB側で特殊な細かい条件で絞るとごく一部の介護データになって、再診料みたいなものを入れられてしまうと連結できる全データみたいになって、ほぼ全部が対象になるのです。だから、すごく対象集団の自由度が高まるので、その部分はもう少し詳しく書いておいてもらって、対象集団が限定されることが分かるようにしてもらったほうが良いと思うのです。

○事務局（長嶺） 別添8でお示しいただく際に、NDBでの抽出条件を詳しく御記載いただくという理解で合っていますでしょうか。

○今村委員 そうですね。例えばアレルギー性疾患を調べたいとって、アレルギーの薬だけならばいいのですけれども、念のために再診している人を全部欲しいともし向こうが通ったとしたら、そこに当てはまる人をこちらに当てたらほぼ全部が当てはまるようになるのです。だから、向こうのコードを少しいじるだけでこっち側の連結できて提供できるデータが大きく変わるということが、自由度が大き過ぎないようにしたほうが良いということです。伝わったでしょうか。

○事務局（長嶺） 恐らく理解できたと思います。ID4、ID5を使っても100%のデータがくっつくわけではそもそもないので、ID4なり、ID5なり、NDBの抽出条件で出てきたリストでくっつける分には恐らく100%データにはならないだろうと私は思っていたのですが、そういう理解でいいでしょうか。

○今村委員 100%渡すかどうかという意味ではなくて、対象集団を定義するコードを1つ入れ替えるだけで1万人から100万人まで広がるというその自由度を完全に渡してしまう危険性がありますよという指摘です。ですから、20万人ぐらいのデータが欲しいということであれば、それが目安として分かるように定義を切ってもらうことをしておいたほうが良いと思います。

○事務局（長嶺） それはNDBの方たちと調整をするということですか。

○今村委員 そうですね。NDBのほうからこのコードで切るものということをもらっていただくとかということだと思います。

○事務局（長嶺） 今でも連結案件は基本的にNDBで抽出条件を定める場合には先に抽出条件にはまる方たちのリストをいただいてこちらで提供するというをしているので、抽出条件があまりにも幅広過ぎる場合の懸念ということによろしいでしょうか。

○今村委員 そうですね。コードを1つ入れるだけで変わるので、アレルギー性疾患の可能性のある人とかというので抽出条件が通っていたとしても、そのコードに何を入れるかでこっち側が大きく変わってくる状況があると思うので、その部分を確認できるようにしたほうがいいということです。

○事務局（長嶺） 分かりました。合同委員会でもまたそちらは一緒に検討していきたいと思います。ありがとうございます。

○山本委員長 ほか、いかがでしょうか。

それでは、今村先生の御意見はまた合同委員会で検討させていただくとして、介護データベースとしては今回の御改定案で前回の議論はカバーされていると理解しますし、これをつくる理由は、とにかく提供が遅くなって非常に困っているという状況ですので、今回の改定案に関しましては、これで御了承ということにさせていただいてよろしゅうございますでしょうか。

（首肯する委員あり）

○山本委員長 ありがとうございます。

NDBの連結に関しては、またその注意点に関して改めて合意を取るようによろしく願いをいたします。定型データセットのほうはあまり変わらないとは思いますが、

ありがとうございます。それでは、そのようにさせていただきます。

引き続き、議題2の「第2回介護DBオープンデータについて」の説明をお願いいたします。

○事務局（長嶺） 事務局でございます。

資料2を御覧ください。

次のページをお願いします。昨年、ほぼ今年の頭になってしまったのですが、第1回のオープンデータの公開が済みしております。年に一度、今後もオープンデータの公開をしてまいりますので、次に向けて内容を御審議いただきたいというものになります。

次のページをお願いします。前回の第1回目のオープンデータのときには、今、介護DBの中に含まれている要介護認定情報、レセプト情報、LIFE情報の中から、要介護認定だけまずはオープンデータ化をさせていただくという御提案をさせていただきました。内容につきましては、この①、②、③のように、主要項目の集計結果やレセプトとの突合率、前回と今回の二次判定結果のクロス集計結果という3つを2018年度と2019年度分で公表をさせていただきますところでは。

次のページをお願いします。前回も少し御提示させていただきましたけれども、次は匿名要介護認定情報の2020年度、2021年度の分を同じ内容で、先ほどの①、②、③の集計条件で御提示させていただけないかと考えています。これに加えて2021年度分のLIFEの情報が集まっておりますので、その分についても特に科学的介護推進体制加算という全てのサービス事業が取れる加算につきまして、基礎的な項目・主要項目を載せる。それから、LIFEの関連加算ごとのサービス事業別の算定状況、こちらは科学的介護推進体制加算に限るものではございませんけれども、サービス事業別にどの加算をどれくらいのところを取っているのかといった一覧がお見せできればと考えている次第です。

集計事項につきましては、右側の「②匿名LIFE情報」について御覧いただければと思いますが、延べレコード数、実事業所数、実利用者数、物によっては平均内服薬数を事業所ごとに計算したものを各自治体別や都道府県別という層別でお見せできればと考えている次第です。最後、LIFE関連加算の算定率につきまして、これが介護レセプトとくっつけないと、必ずしもLIFEの情報を入れているからといって算定を取っているわけではないことも多いものですから、LIFE関連加算の算定率として、データが入っているか否かではなく算定を取っているかどうかというところで集計をしてみたいかかと考えております。

次のページをお願いします。これは御参考ですけれども、一番左の縦に一番多く〇がついている部分、ここが科学的介護推進体制加算になりますが、ここにお示ししているほぼ全てのサービスが取れる加算となっておりますので、この加算について少しデータ項目の集計値についてはお見せできないかと考えている次第です。

次のページをお願いします。こちらは要介護認定情報のほうの公表形式ですが、前回と同じ内容で考えております。特に表4の「保険者別」と示させていただいているところにつきましては、申請区分と二次判定結果の部分のみ保険者別でお出しさせていただいて、それ以外については、都道府県、性・年齢階級、要介護度別という形でお見せできればと考えています。

次のページをお願いします。LIFEにつきましては、集計をかけてみないとなかなか分からないところもあるのですが、基本的には表9と書いてある「サービス種類別」での集計単位をまずは考えております。最後の事業所ごとの利用者1人当たりの内服薬の平均種類数の分布、この辺りは自治体別に出せるといいかと考えている次第です。左側の表5から表8につきましては、LIFEの関連加算のサービス種別ごとの登録状況ということで、こちらは主には都道府県別もしくは性・年齢階級別を考えておりまして、集計をしてみ

要介護度別や保険者別などでも出し得る数値の単位かを見ながら、あまりにも秘匿される情報が多くなってしまってもったいないので、その辺りも見ながら検討してまいる予定でございます。

次のページをお願いします。集計対象のテーブルですけれども、匿名LIFE情報につきましては、登録状況については基本的に計算ができそうな加算の様式については全てというのが左側の●が縦に多く並んでいるほうになります。右側の詳細集計というところは、先ほど申し上げた科学的介護推進体制加算の内容になりますので、ここは2つだけ●がついているということになります。

次のページをお願いします。こちらは御参考までに集計する区分ですね。これは加算の名称になりますが、それにひもづく様式というものがございまして、それぞれお示した内容でございます。

次のページをお願いします。登録状況の集計イメージですが、多くはサービス種別ごとになろうかと思しますので、例えばこれは各加算をそれぞれのサービス種別がどれぐらい取っているかという表になりますが、小さくて申し訳ないのですが、左の表側が各サービス種別、表頭が各加算の名称という形になっております。黒いところは加算が取れないものになっております。

次のページをお願いします。サービス提供年月2022年3月の介護レセプトを用いて、これは算定率の集計値になりますが、同様に左側の縦がサービス種別、上が加算の内容ということになります。

次のページをお願いします。今後ですが、詳細集計の集計項目について、科学的介護推進体制加算については、現行のLIFEのフィードバック票に掲載されていて、入力必須となっている項目のうち、一部の項目に限定して、各コード別の該当者数、平均値等を集計します。全てまずやってみるのですけれども、フィードバック票を作ったときも一緒だったので、全部が全部お見せできる内容になるか分からないので、一旦まず数値を見てみて表現できるところを表現していくことになろうかと思えます。1人の利用者が複数の時点で登録されることが想定されるので、最新時点の情報をなるべく集計するようにしたいと考えています。数値データにつきましては、平均値を集計する項目、カテゴリー化する項目を整理してまいります。当資料に掲載されている項目は検討段階にありますので、オープンデータを公表する段階までに、公表する項目の絞り込みをもう少し具体的に実施してまいります。もし本日の時点でこの点で検討すべきことがあれば、ぜひ御助言いただけ

ればと思います。

次のページをお願いします。この辺りが具体的な表のイメージですね。資料を御参照ください。

平均内服薬数の集計イメージですけれども、科学的介護推進体制加算の服薬情報という情報の中に「薬品コード」の種類数をカウントするところがあるのですけれども、これも服薬情報が必須となっているのは、科学的介護推進体制加算（Ⅱ）の加算を取っているところのみですので、その（Ⅱ）を取っている方たち、（Ⅱ）を取っている事業所さんに限ってレセプト情報とひもづけることで、当該加算を算定した利用者限定した集計になるかと思えます。これもやってみないとまだ分からないのですが、一旦このような想定でおります。

次のページをお願いします。こちらが最後、今後の対応の方向性ですけれども、全体として前回と同様に6月に最終確定の内容をお伝えしたいと思っています。そこからデータの抽出や集計を始めて、秋頃には提供できるように進めたいと思っていますのですけれども、今回この匿名LIFE情報の集計仕様を少しお示しさせていただきましたが、今日御指摘が何かあればいただきまして、それを踏まえて科学的介護推進体制加算以外の加算に関する詳細集計がもし必要であれば検討し、複数テーブルに類似項目が分かれている場合の集計方法を検討することも考えていきたいと思えます。匿名要介護認定情報の集計仕様につきましては、集計時点の今回は2020、2021ということを考えておりますけれども、今後あり得るとしたらさらなる時点の追加ですとか、要介護度の変化ですとか、この辺りを基本2軸でさせていただきますということで前回お伝えしているところですが、何らか技術変革があったらということになるかと思えますが、要介護度の変遷のようなことも考えられるのかと思えます。それから、公表対象データの追加検討と集計単位の検討というのは、今後の検討事項になると思えます。

最後のページをお願いします。こちらが先ほど申し上げたようなスケジュールの点ですね。12回までで公表内容を確定させていただきまして、秋頃にまた第2回目の公表を予定するということになります。

本資料の御説明は以上になります。

○山本委員長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの御説明に関しまして、御質問、御意見はございますでしょうか。

今村先生、どうぞ。

○今村委員 今村です。

15ページの今後の方向性についてですけれども、まず、今回の集計で市町村、保険者の内容に大分踏み込んで出してもらったので、大きな進歩をしたと思います。本当にありがとうございます。この2つ目の○の2軸での集計というのはぜひ考えてほしいと思っています。

もう一つ、公表データの追加の検討のことでぜひお願いしたいことがあって、今回LIFEの集計の際に、施設別類型を事実上、集計結果として出していると思うのです。例えば10ページにあるようなイメージ図というのは、特養や老健という単位でLIFEのこの数字を出していくということですが、これを表1から表4ですね。要介護度や都道府県別で集計することは今後考えられませんかという質問というか意見なのです。

○山本委員長 どうでしょうか、事務局。

○事務局（長嶺） 7ページを見せていただいてもよろしいですか。

御指摘ありがとうございます。こちらの上の1、2、3のところのイメージでよろしいでしょうか。

○今村委員 それが今、LIFEの対象の施設だけのように思えたので、これはLIFEの対象だけではなくて全施設でも集計してもらえるとありがたいと思うのです。

○事務局（長嶺） LIFE関連加算の種類別の登録状況なので、割合で出す場合には分母は各サービス種別になって、関連加算を取っているところが分子になるという内容でしょうか。

○今村委員 登録状況のところ、事実上施設別に集計していますね。だから、施設別に都道府県の要介護度やその施設利用者の性・年齢階級を出してもらうことができないかということです。

○事務局（長嶺） 層別を二重にするということですか。都道府県別・性・年齢階級別みたいな意味合いですか。

○今村委員 登録状況というのは、全施設が対象になっているのですか。

○事務局（長嶺） 例えば100%の施設のうち何%が科学的介護推進体制加算を取っているかというイメージになるかと思います。

○今村委員 だから、実際に10ページの表でいうと、一番上の特養などは全特養ではないですね。

○事務局（長嶺） 数字で出てくるのは全特養の話ではなくて、加算を取っているところ

しか計算ができないので、加算を取っているところのみになります。

○今村委員 だから、この掛け合わせは加算を取っているところしか取れないですけども、要介護度や性・年齢階級などを都道府県別にとということをやってもらえないかということなのです。

○事務局（長嶺） それは恐らく要介護認定情報のほうの集計に入っただけかと思いますが、理解は正しいでしょうか。

○今村委員 そうですね。そのとおりなのですけれども、だから、表1から表4などのほうですね。こちらの表頭にさっきの施設別類型を加えてもらえないかという意味だと取っていただければ。

○事務局（長嶺） 表5などに施設別類型を入れられないかということですね。

○今村委員 表頭のほうですね。表側のほうでも、両方とも欲しいですかね。

○事務局（長嶺） 都道府県別かつサービス種類別みたいなイメージですか。

○今村委員 そういうイメージです。

○事務局（長嶺） 分かりました。検討してみます。ありがとうございます。理解に時間がかかりまして、すみません。

○今村委員 少なくとも使えるデータになると思うので、お願いします。

○事務局（長嶺） ありがとうございます。

○山本委員長 ほか、いかがでしょうか。よろしゅうございますか。

これはまだこれからやってみないと分からないところが結構ありますので、引き続きこのような方針で検討をお願いするということでよろしゅうございますでしょうか。

それでは、そのようにさせていただきます。

事務局から追加で何かございますか。よろしいですか。

○事務局（長嶺） 大丈夫です。ありがとうございます。また間でも適宜思いついたことがありましたら御助言いただければと思います。

○山本委員長 ありがとうございます。

それでは、本日の公開の議事は終了いたしました。「提供依頼申出の個別審査」に移る前に、事務局から必要なアナウンスをお願いいたします。

○事務局（長嶺） 事務局でございます。

それでは、ここから申出者の具体的な申請内容に基づき審査を行うことから、開催要綱に基づきまして、非公開とさせていただきます。YouTube上でのライブ配信はここまでと

させていただきます。本会議のアーカイブ配信は行いませんので、議事内容については後日公表される議事録を御確認ください。本日は御視聴いただき、ありがとうございました。それでは、ライブ配信の終了をお願いします。

(個別審査のため非公開)

○山本委員長 ほか、いかがでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、どうもありがとうございました。本日はこれで終了といたします。

事務局にお返しします。

○事務局（長嶺） 山本先生をはじめ、構成員の先生方、本日も非常に短い時間で濃い御審議をありがとうございました。

資料1につきましては、本日で大分固まったと思いますので、ガイドラインの修正等を加えまして、最後にお示しさせていただいたスケジュールどおりで進めさせていただきたいと思います。

今、武藤先生からもいただいたものにつきましては、また考えまして御提示させていただければと思います。

それでは、これをもちまして第11回の匿名介護情報等の提供に関する専門委員会を閉会とさせていただきます。本日もお忙しい中、誠にありがとうございました。